

令和2年 お茶の京都DMO 観光地域づくり人材育成事業

仕様書（総括編）

事業Ⅰ： DMO 観光商品造成販売に関する人材育成業務

事業Ⅱ： お茶の京都観光力底上げ支援業務

※事業Ⅰ、Ⅱは、個別事業に応募又は両事業両方に応募することが可です。

（1）事業の趣旨と背景

お茶の京都*1は京都・奈良・大阪の真ん中に位置する都会の喧噪から離れた静かなエリアにあり、日本の「地方」を代表する「豊かな自然」「田舎の暮らし」「長閑な景観」が存在します。茶畑・田畑・里山に息づく人々の生業は都会の観光地では見ることができない「日本の文化の原点」と言え、宇治茶に関する構成文化財は日本遺産第1号に登録されています。（一社）京都山城地域振興社「以下、当DMOという。」は2017年の設立以来、民主導の観光地域づくりを進める為国の内外からの誘客に努め、観光地域づくりの為の人材育成を行ってきました。

今後、さらに交流人口による地域活性化を支える観光人材の育成を進めるため専門性の高い観光人材育成を持続的に進めていくこととしております。

*1 宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村

（2）事業の目的

本事業ではお茶の京都と来訪者をつなぎ、双方の満足度を高め、当地域が目指す将来像の実現に向けて、具体的な取組を推進・マネジメントが出来る「中核人材」の養成と、その中核人材の活動を実務面で支える「支援人材」を、中長期的に確保・育成する事を目的としています。

（3）事業提案の内容

事業Ⅰ： DMO 観光商品造成販売に関する人材育成業務

当地域の新たな観光資源の発掘、観光商品の開発・造成・販売などを実践する為の現地フィールドワークを通して、商品販売の実現に向け、必要な観光人材の育成を行うとともに、現地観光サービスの維持・向上させる為の仕組みの提案と実施指導。特に新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、集会等が困難な場合のWeb会議、オンラインセミナーの開催など、事業実施に向けた提案も行うこと。

- ① 観光地域づくり人材育成事業の根幹となる総合コーディネーター人選と提案
- ② 着地型・体験型旅行商品の開発・造成・販売を実現する人材育成に向けた具体的な仕組みの提案と実施指導
- ③ 着地型・体験型旅行商品の開発・造成・販売に必要な関係者・選任ガイド・サービス提供者・地元プレイヤーなどの育成方法の提案と実施指導
- ④ 着地型・体験型旅行商品の販売方法についての提案
- ⑤ 12市町村等の観光行政・観光協会等団体の担当者との観光資源情報共有と現場の課題解決方法の提案

- ⑥ 通訳案内士・お茶の京都専任ガイド養成事業には Web 会議などによる非対面・リモートなど 3 蜜状態を回避させる手法の提案

- (実施例) i) 観光人材育成専門アドバイザー派遣
ii) 商品関係者(通訳案内士・専任ガイド・サービス提供者・地元プレイヤー)のスキルアップ・フィールドワーク
iii) 通訳案内士・お茶の京都専任ガイド養成

事業Ⅱ：お茶の京都観光力底上げ支援業務

お茶の京都エリアで観光産業・地域経済発展を目指す全ての関係者を対象にした大きな共通テーマによる講演会などの人材育成プログラムの提案

- ① 当 DMO を中心とした観光地域づくりに主体的に参画の出来る多様な業種・関係者の育成方法
- ② お茶の京都の住民に対して観光地域づくりへ理解を深めるための提案
- ③ お茶の京都各地域に適した課題・テーマに対するセミナー・講演会等の提案と実施
- ④ セミナー・講演会等の提案の際には Web 会議などによる非対面・リモートなどの手法も提案のこと。

- (実施例) i) 人材育成セミナーの開催 ii) 観光力向上講座(各テーマ毎) 開催

(4) 人材育成事業の対象者

事業Ⅰ：DMO 観光商品造成販売に関する人材育成業務

お茶の京都エリアの観光客の受入れに直接従事する法人・個人への人材育成 等

- ① 当 DMO が開発・販売する観光商品を日本語・英語などで案内する通訳案内士・地元ガイド 等
- ② 当 DMO が開発・販売する観光商品の観光コンテンツを提供する法人・個人
(例) 通訳案内業・地元ボランティアガイド・体験コンテンツ提供者・観光事業者

事業Ⅱ：お茶の京都観光力底上げ支援業務

お茶の京都エリア全体の観光地域づくりの底上げ・地域の合意形成の為の支援事業

- ① お茶の京都の観光・商工に携わる全ての人に対する観光力向上の為の支援
- ② お茶の京都の観光・商工以外の方へ地域全体の観光受入れに関する普及啓発支援
(例) 行政団体の観光/商工担当者・経済団体・住民 等

(5) 具体的な KPI 目標設定と行程表（進行管理表）の策定

① 具体的な KPI 目標設定

上記 (3)(4)に掲げる内容が委託業務終了段階において進捗したことを示す為の具体的な数値目標(KPI)の設定。

事業Ⅰ：DMO 観光商品造成販売に関する人材育成業務

- (例) スキルアップ・フィールドワーク回数・商品設定本数・商品販売人数・商品販売目標額 等

事業Ⅱ：お茶の京都観光力底上げ支援業務

(例) 人材育成分科会セミナー開催回数 / 観光力向上講座(各テーマ毎) 開催回数 等

② (3)(4)事業内容の目標達成に至るまでの事業全体の行程表(進行管理表)の作成

但しコロナウイルスによる影響により都度、日程調整を行うこと。

(6) その他「お茶の京都」観光地づくり推進に係る提案・助言

上記(3)(4)以外の事業でお茶の京都の現状において改善点として実施すべき優先的な課題があれば提案・助言を行うこと。

(7) 業務期間 契約締結の日～令和3年3月31日(水)

(8) その他留意すべき点

- ① I、IIの事業については、両方の提案することもI、IIのどちらかに提案することも可能であること。ただし、I、IIの業務とも同一事業内であることから、I、IIの請負者が異なる場合でも可能な限りの情報の共有と連携協力を図るものとする。
- ② 業務の遂行状況の定期報告と進捗状況の共有に基づく事業内容の点検と見直しを行うこと。
- ③ 業務遂行の上で必要な資料等は当DMOと受託事業者において協力して入手すること。
- ④ 委託業務期間及び委託業務期間終了後、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

(9) 業務体制

- ① あらかじめ当DMOと調整したスケジュールで行うこと。
- ② 業務遂行に関する主担当者(1～2名程度)の選任と、原則としてその担当者がすべての業務を統括すること(主担当者をサポートする組織体制も明確にすること)。
- ③ 業務内容については、専門的な知識やノウハウが必要となることから課題(テーマ)により最適な外部人材を更に選定し、事業に参加できるように協議すること。

(10) 個別事項

- ① 事業開始時期(予定)
事業内容についての企画案を契約締結後、6月1日(月)を目途に開始できることとする。
- ② 成果物
次に掲げる成果物を令和3年3月31日(水)までに当DMOに提出すること。
I 最終報告書 及び 当該業務の遂行過程で取得し又は作成した資料A4版5部
II 上記Iに係る電子データ一式
- ③ その他：
業務に係る全ての成果品の著作権は当DMOに帰属する。また成果品は当DMOが作成するホームページ(日本語・英語)や印刷物等の2次利用を可能とすること。本業務仕様書に定めのない事項については当DMOと協議の上決定すること。